

平成30年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年9月

魚沼市農業委員会

## 平成30年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名  
 欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	葦澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
	○	4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
	○	9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		塩川久	

## 平成30年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年9月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 03 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>13 番 佐藤 正喜 委員</u>  <u>14 番 桑原 正文 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他
		閉会宣言 10 時 40 分

# 平成30年度第6回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第6回魚沼市農業委員会総会は、平成30年9月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

皆さま、足元の悪い中、また年間最大の繁忙期という時期にご参集いただきありがとうございます。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方は4番櫻井信夫委員、9番森山行雄委員2名でございます。出席者数17名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いいたします。

（時刻は9時03分）

上村会長

（挨拶）

事務局（米山事務局長）

ありがとうございました。通常ですと、これから議事に入るところでございますが、今日配付した資料がありますので、塩川副参事が訂正等の説明をします。よろしくをお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

それでは、私のほうから追加の議案等について説明をさせていただきます。

はじめに、追加議案として議案第4号の5条申請でございます。これについて1件の追加議案をお願いいたします。議案書・位置図等について、事前配付できなかったことについては大変申し訳ございませんでした。

次に、議案書の訂正をお願いします。議案書19ページをご覧ください。表の下段の枠内でございます。1件、7筆、7,446㎡と記載していますが、面積を7,443㎡としてください。それから、23ページでございます。申請理由の欄でございますけれども、「隣接地に住宅建設に伴う駐車場用敷地」ということで訂正をお願いいたします。

お手数をかけて申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）  
主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）  
続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）  
部会として特にありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）  
特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）  
第3部会、特にありません。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）  
特にありません。

広報部会会長（中澤正規委員）  
広報部会も特にありません。

議長（上村会長）  
それでは、ただいま報告事項ということで、それぞれあったわけですが、何か関連しまして質問等がありましたら、お願いいたします。  
（特になし）  
特にないようですので、進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）  
日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、議席番号13番佐藤正喜委員及び議席番号14番桑原正文委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出 （合意解約）について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は12件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配付ということでございます。目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

この中で、賃借人で\*\*\*\*\*が多くありますが、この解約の理由ということで、労働力不足ということが記入されていますが、当然地主さんに返されると思いますが、その後はどうなる予定でしょうか。それが分かったら教えてください。

議長（上村会長）

解約後の地権者の状況ということですが、分かる限り説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

この労働力不足という該当になっている農地については、ほぼ作付けされていない、草刈りをする予定のところと聞いております。現地によっては非農地にしていくようなところがあります。事務局で申請書が出てきたときに確認しております。この前、守門庁舎で打ち合わせを行いました。耕作が見込めないようなところまで契約は出来ない旨の説明をしました。しかし、その先、地主さんがどうされるのかということまでは確認しておりませんが、両方で協議後に合意解約の提出があったものです。以上です。

議長（上村会長）

いずれにせよ、地権者と\*\*\*\*\*は双方で了解をしているということでありませう。

事務局（穴沢副参事）

そのとおりです。合意解約ですので、地主の方も了解してお返しをしているという農地になっております。

小西正春委員

今の件ですが、この間も質問の中で、返すときは借りたときの状態ということをお私からも交渉したわけですが、そのまま返されれば当然もう耕作放棄地ということになります。当然返すのであれば、借りたときの状態で返してもらうような形をとってほしいと思います。以上です。

事務局（米山事務局長）

そのようにこちらのほうが指導徹底を行い進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 小幡悦男委員

例えば、この部分で\*\*\*\*\*の一部がこういうかたちで出てきたわけですが、今後の事を考えると、栽培しやすいところだけを借りて、そうでないところは借りないというような方向がこれから出てくるのかなと思うわけですが、その辺は事務局の見方としてはいかがですか。

#### 議 長（上村会長）

今、小西委員も言いましたように、借りた時の状態であれば、貸し借りの中で返還するというようなことです。その状態がどのような状態であったかということは、我々も農業委員会としては、その辺を調査しておりませんので、永久にそれが耕作されるというような状態という受け入れの貸し借りがあったということですが、その後事務局も言いましたように、草刈り等々での対応をしていたというようなところもあるようでございます。先般も\*\*\*\*\*と話をしましたが、やはり耕作が出来ない、いわゆる適地、有効農地の利用ということを考えますと、本当に耕作が出来ないような状況にあるのかということから、やはり見直しするべきだということではないでしょうか。その状態を双方、またもう一つは農地パトロールの段階において、これが本当に耕作できるのかできないのかというような、我々農業委員会としての判定も大事ではないかなと思っております。そこいらを進めるとすると、全て農地は農地として利用しなければならないということは無理なことであろうということですから、やはり利用できない、商業化に結びつかない、負担がかかるというようなところは、整理していくということではないかなと思っております。

#### 事務局（米山事務局長）

9月4日に\*\*\*\*\*と具体的な話しをさせてもらいました。事務局も申請書が提出された時点で航空写真等々において調査しております。先ほど穴沢副参事から説明がありましたが、山間地であり、周りに迷惑をかけるような場所ではなく、効率的ではないというところで、「この場所ではやむを得ないのではないのか」というところがあるものですから、それを\*\*\*\*\*と所有者と協議をいたしまして、事務局も交え合意解約に至ったということでもあります。よろしくお願いいたします。

#### 議 長（上村会長）

それともう一件、実は私もこの労働力不足というところの中での借り手の一方的な申し入れなのかというようなところで疑問を感じたわけでございます。先ほども言いましたように、解約の理由が出てくるということは、双方との理解の中での結果の理由というようなことで伺ったわけございまして、一方的に「労働力不足だから解約するよ」というようなことになると、これは問題だということ\*\*\*\*\*のほうには指摘させていただいているところでございます。ただ\*\*\*\*\*との解約が進んでも、また現実的には有効土地利用できるようところは、別の方の利用も進んでおるようでございます。その辺が労働力不足ということで解釈できるのか、また地元では出来る人もいるのではないかなという、そういった模索も進むのではないかなと思っております。全部が全部、解約したから全部荒れ地になるというような状況ではないと思っております。以上です。

#### 中澤正規委員

解約の理由について、労働力不足というのが正式に採用されると、今後生産性のある水田・畑について、新規で契約することは非常に難しい案件だと思います。今回のこの労働力不足について、名目を変えたほうがいいのではないかと思います。たぶん、これは減反政策がなくなったから生産性のない田んぼ・畑はみんな返そうと、合意のもとで解約しようという話だと思いますので、この理由について変更をする必要があるのではないかと思います。

#### 事務局（米山事務局長）

中澤委員のおっしゃるとおりだと思いますので、これからは解約の理由を労働力不足という簡単な言葉ではなく、きちんとした説明に変更修正したいに思いますので、よろしくをお願いします。

#### 小幡悦男委員

この合意解約をした延長線には、どうも今まで荒れ気味だった土地だけに、田んぼとしてというか、地目変更もこれから出てくるのかなというふうに考えるわけですが。いろいろな地域によっては中山間地または保全隊等のいろいろな手が入っていますので、その辺はどういうふうに考えていますか。

#### 議長（上村会長）

当然、先ほども言いましたように農地経営を、いわゆる地目変更を指導するというかたちになるわけで、それがやはり第三者、農業委員会という組織で、農地のパトロールをする中で、今の状態を、例えば地権者が貸して\*\*\*\*\*が運営しているけれども、我々第三者が見たときに「これはなんだ、貸借しているが荒れている、どうするのか」ということを双方に伝える役割は我々だと思います。ただ、しなさいとかそういうのでなくて、あくまでも地権者と耕作者が協議して採算がとれたから今後考えてくださいという、いわゆる、それを農業委員会で指導していかなくてはならないと思っています。必然と駄目という言い方ではなく、耕作するうちはやむを得ないこともある、それが、国の政策の中で「有効土地利用をしなさい」という意味はそういうことだと思います。今、有効土地利用できない場合はどうするのかという問題になっていると思っておりますので、そこをどうするかということですね。

それともう一つは、やはり国が言っているように、中間管理事業はタダで金をやるのだから、やれるところはやれという、これを利用する者が出てくる。もう一つは、山間地・中山間地に制度もあるものだから、これに加入している地域は下手に手をつけられない。だからある程度管理していかなければならないから、そこいらがやはり耕作者であろうが地主であろうが、耕作をしている人にもやはり管理は必然と誰が見ても荒れていない土地に管理してくださいというのは、我々が農地パトロールする中でも指導していかなければならないというふうに思います。そういうことで、今後はやはり転用というものも出てくる率は多くなるのではないかと思います。

#### 桑原正文委員

たしかに、今私たちがやっている農地パトロールで、耕作放棄地の解消と非常に何か矛盾したこれが始まりそうな気がするのです、それにきっちり割り切って、やは



り駄目なところは駄目という、判断をしないと、いつまでたってもこれはたちごっこみたいな気がしますので、本当にその辺の地域分けをはっきりしないと農業委員は何をしているという話になると思います。それもこれからの研究課題だと思いますので、またよく検討してやっていってもらいたいと思います。

事務局（米山事務局長）

はい、分かりました。

議長（上村会長）

やはり、そういう形で進めるべきではないかと思っております。地権者も耕作者も何とかなるというような状況というのが、おそらく限界にきているという現状ですので、その中でそういった状況を第三者が判断して促す、いわゆる指導するというところをある程度進めていかいければならないというふうに思います。

その他、どうでしょうか。

（特になし）

この解約の理由については、労働力不足というのは、やはり誤解を招く部分もありますので、また事務局のほうで検討願います。

事務局（米山事務局長）

はい、次回から変更します。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては貴重な意見をありがとうございました。

それでは、特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

では、異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は8件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認いたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

すみません。説明の前に議案書の訂正を1カ所お願いしたいと思います。14ページ、整理番号18の貸付人の住所欄ですが、\*\*\*\*\*と表示されるところが、\*\*\*という字が表示されずクエスチョンマークになっております。そこを訂正していただきたいと思います。

それでは、議案書の9ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は賃借権の設定3件、使用貸借権の設定23件、所有権移転売買1件、合計27件です。

整理番号1番から25番までは\*\*\*\*\*との貸借契約の更新による案件です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,534 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10アール	
整理番号2	申請地	*****	田	772 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10アール	
整理番号3	申請地	*****	田ほか5筆	合計787 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10アール	
整理番号4	申請地	*****	田ほか15筆	合計8,967 m <sup>2</sup>

	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 5	申請地	*****	田ほか 6筆	合計 4,215 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 6	申請地	*****	田ほか 3筆	合計 4,061 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 7	申請地	*****	田ほか 2筆	合計 2,701 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 8	申請地	*****	田ほか 9筆	合計 5,911 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
		*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 9	申請地	*****	田ほか 2筆	合計 2,230 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 10	申請地	*****	田 2,257 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 11	申請地	*****	田ほか 1筆	合計 2,795 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 12	申請地	*****	田ほか 1筆	合計 2,022 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 13	申請地	*****	田 621 m <sup>2</sup>	

	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 14	申請地	*****	田ほか 1 筆	合計 2,329 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 15	申請地	*****	田ほか 7 筆	合計 6,508 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 16	申請地	*****	田ほか 9 筆	合計 3,973 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 17	申請地	*****	田ほか 13 筆	合計 7,255 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 18	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 3,308 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 19	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 4,946 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 20	申請地	*****	田 1,389 m <sup>2</sup>	
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 21	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 4,393 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	5年間	
整理番号 22	申請地	*****	田ほか 5 筆	合計 2,442 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		

借受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   使用貸借権設定   5年間

整理番号 23 申請地       \*\*\*\*\*   田ほか3筆   合計 3,301 m<sup>2</sup>  
貸付人       \*\*\*\*\*  
借受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   使用貸借権設定   5年間

整理番号 24 申請地       \*\*\*\*\*   田ほか2筆   合計 2,618 m<sup>2</sup>  
貸付人       \*\*\*\*\*  
借受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   使用貸借権設定   5年間

整理番号 25 申請地       \*\*\*\*\*   田   393 m<sup>2</sup>  
貸付人       \*\*\*\*\*  
借受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   使用貸借権設定   5年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。\*\*\*\*\*との5年間の貸借契約が満了となったため、契約更新のため申請があったものです。申請地には水稻またはソバ等を作付けする予定です。

なお、\*\*\*\*\*への貸付けということで、\*\*\*\*\*への貸付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号 26 申請地       \*\*\*\*\*   畑ほか21筆   合計 7,669.30 m<sup>2</sup>  
貸付人       \*\*\*\*\*  
借受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   使用貸借権設定   15年間

申請の理由は、農業者年金受給中のための再設定です。

整理番号 27 申請地       \*\*\*\*\*   田ほか2筆   合計 1,371 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別   所有権移転   売買   全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり、耕作が困難になったことから、近くの農地を耕作している譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番から25番につきましては、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。

整理番号26番及び27番は、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項の各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いします。

#### 渡邊 弘義委員

整理番号1番、2番、4番から21番ですが、今回も件数がたくさんでしたので、推進委員の方からも協力いただきまして調査いたしました。事務局の説明のとおりです。

#### 小西正春委員

整理番号3番、22番、23番ですが、日曜日、\*\*\*\*\*と話をいたしまして、ソバを植えてあるところもありますし、まだしていないところもありますので、「そこはどうするんだ」ということで、「今年のところは草を刈って終わりにして、来年からソバをまく」というような話でございました。

それから最後の整理番号27番、これについては\*\*\*\*\*と話しましたが、\*\*\*\*\*の実家の前の田んぼということで、特に迷惑がかかるところもないです。

#### 松田敏彦委員

整理番号24番ですが、この3筆につきまして現地確認をしたところ、ソバが植えられていましたので、大丈夫かと思いますが、若干機械が入りにくい場所なので、その分うまく入れるかどうか、少し心配ですが、とりあえずソバは植えてありましたので、大丈夫かと思います。

#### 佐藤廣治委員

整理番号25番ですが、隣を耕作している関係で毎日のように見ておりますけれども、継続で\*\*\*\*\*の方が耕作をしておりました。特に問題がないと思われま

#### 議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、賃借権設定に係る賃借権に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定に係る使用賃借権設定に関する整理番号4番から26番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号27番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての整理番号1番から27番まで、異議なしと認め、申請のとおり許可いたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

それでは、説明をさせていただきます。議案書19ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****		
	申請地	*****	田ほか6筆	合計7,443㎡
	当初計画目的	砂利採取		
	変更転用目的	事業計画面積の変更		
	申請理由	砂利採取のため		

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」についての整理番号1番、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書21ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計1,095㎡
	農地区分	第三種農地		

申請人       \*\*\*\*\*  
申請理由   賃貸住宅を建設するもの  
転用目的   賃貸住宅建設  
判断理由   申請地から概ね 300m以内に\*\*\*\*\*があるため。  
位置図の 16, 17 ページをお願いします。  
申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。賃貸住宅を建設し、所得の安定を  
図るため、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号 1 番ですが、昨日早朝に本人と現地確認をしてまいりました。事務局の説明のとおり間違いございません。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容についてご質問のある方は、よろしくお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号 1 番について、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当と決定し、県に進達をいたします。

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（塩川副参事）

議案書の 23 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は追加議案を含めて 2 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田	116 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		



申請理由 隣接地に住宅建設に伴う駐車場用敷地  
転用目的 一般住宅用敷地拡張  
判断理由 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められているため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。譲受人は現在妻の実家に居住していますが、家族が増え駐車場を確保するため、申請があったものです。

整理番号 2 申請地 \*\*\*\*\* 田 1,489 m<sup>2</sup>  
農地区分 農用地  
権利種別 賃借権設定 \*\*\*\*\*円  
貸付人 \*\*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*\*  
申請理由 砂利採取のため  
転用目的 砂利採取  
判断理由 砂利採取を目的とする一時的な利用であるため。

申請地は\*\*\*\*\*の農地です。\*\*\*\*\*との境界付近で\*\*\*\*\*の北側です。砂利採取のため一時転用の申請があったものです。

議 長（上村会長）  
追加の補足説明をお願いします。

事務局（米山事務局長）

図面 11 ページをご覧ください。配置図が入っていますが、中央に申請建物と記載されておりますが、今回の転用する箇所はその隣の駐車場敷地ですので、申請は建物ではございませんので、申請建物という文言は削除していただきたいと思っております。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号 1 番ですが、22 日に現地確認してまいりました。地目は田になっているのですが、先代の方が埋め立てしまして、工場の敷地になっていたんですが、工場がなくなりまして、そのまま今では宅地化しているというような状態でありました。その他は事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

松田敏彦委員

2 番の関係ですが、砂利採取の一時転用、これは何年までという期間が決まっているのですか。

事務局（塩川副参事）

期間につきましては、平成 32 年 2 月 29 日まででございます。

松田敏彦委員

今、私聞き逃してよく聞いていなかったのですが、その部分は宅地化になっているような話ですが、それで間違いないのですか。

佐藤新一委員

1 番で私のところでしょうか。そういうことです。事実です。

事務局（米山事務局長）

通常、宅地化されているところはどうかということですが、昭和 20 年に宅地化されているようで、農地法が施行される前から宅地でありますので、農地法の適用を受けないこととなります。この案件は県と協議済みですので、これはこのまま宅地ということに進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

松田敏彦委員

はい。

議 長（上村会長）

議案説明の際に具体的な説明をしてください。

事務局（米山事務局長）

説明不足で申し訳ありません。これからそのように説明いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号 1 番、2 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当とし、県に進達いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（塩川副参事）

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 4 件です。

整理番号 1	申請地	***** 畑 92 m <sup>2</sup>
	申請者	*****
	非農地の原因	昭和 35 年頃から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。
整理番号 2	申請地	***** 畑ほか 4 筆 合計 1,531 m <sup>2</sup>
	申請者	*****
	非農地の原因	平成 10 年頃から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。
整理番号 3	申請地	***** 畑ほか 2 筆 合計 1,449 m <sup>2</sup>
	申請者	*****
	非農地の原因	平成 10 年から耕作されていないため、原野化しており農地として復元することが困難なため。
整理番号 4	申請地	***** 畑ほか 1 筆 合計 238 m <sup>2</sup>
	申請者	*****
	非農地の原因	現地は*****に面した急傾斜地で耕作が出来ず、原野化しているため。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。議案第 5 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号 1 番から 4 番まで申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、申請どおり決定いたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 27 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	3 件
	筆数	19 筆
	面積	21, 332 ㎡

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書の 31 ページをお願いします。  
今月は売買 1 件、筆数 2 筆、面積 3, 155 ㎡です。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	畑ほか 1 筆
			合計 3, 155 ㎡
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格		全体で*****円

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第 6 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。議案第 6 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、計画どおり決定することといたします。

## その他

事務局（穴沢副参事）

- ・ 8 月総会の質問の回答
- ・ 農のかけ橋の配付、掲載内容について
- ・ 広神東小学校の食育出前授業日程変更について
- ・ 堀之内小学校から P T A 親子行事での食育出前授業の依頼について
- ・ J A 北魚沼農業祭参加について

事務局（米山事務局長）

- ・ 平成 30 年度第 5 回農業委員会総会の図面配付について

議長（上村会長）

それでは、本日提案いたしました報告並びに議案事項それぞれにつきまして、慎重審議いただきました。大変ありがとうございました。

(時刻は10時40分)

上記会議の内容は、平成30年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---